

福島県海岸における津波対策等検討会 開催要領

(開催)

第1条 「福島県海岸保全行政事務地方連絡協議会」(以下、「協議会」という。)が、本県の海岸保全行政に関し所管事務を遂行するにあたり、専門家の助言を受けるため、「福島県海岸における津波対策等検討会」(以下、「検討会」という。)を開催する。

(目的)

第2条 検討会は、「平成23年度東北地方太平洋沖地震」により被災した海岸保全施設の復旧方針について協議会に提言し、もって海岸保全施設の復旧を促進することにより、被災地の復旧・復興に資することを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 海岸保全施設の設計の対象とする津波(以下、「設計津波」という。)及び最大クラスの津波の想定
- (2) 設計津波及び高潮・波浪に対する計画堤防高
- (3) 設計津波を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮出来る海岸保全施設の構造等
- (4) その他協議会が必要と認めた事項

(組織構成)

第4条 検討会の構成は、別表1のとおりとする。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会を代表し、その議長となる。

3 座長が職務を遂行出来ない場合は、座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 座長は必要に応じて、委員以外の者を検討会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 検討会に事務局をおく。

2 事務局は、土木部河川計画課におき、別表2に示す各課の担当者により構成する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

付 則 この要領は、平成23年7月26日から施行する。

(別表1)

役 職	構 成 員
座 長	長林 久夫 (日本大学工学部教授)
委 員	越村 俊一 (東北大学大学院工学研究科准教授)
	川越 清樹 (福島大学大学院共生システム理工学研究科准教授)
	梅村 正敏 (福島県農林水産部次長・農村整備担当)
	相馬 雅俊 (福島県農林水産部次長・森林林業担当)
	渡辺 宏喜 (福島県土木部次長・河川港湾担当)

(別表2)

農林水産部農村整備総室農村基盤整備課
〃 〃 農地管理課
〃 森林林業総室森林保全課
土木部河川港湾総室河川計画課
〃 河川整備課
〃 港湾課